

八次小事件（2）

～事件の背景に行政の主体性を失わせた「窓口一本化」と「連携」～

三次市でおきた「八次小学校事件」。八次小学校 6 年生の同和地区出身の女兒 A 子が担任に訴え出た発言をめぐり、「重大な差別事件」と断定して解同と連携しようとする同和主担に対し、岡田教諭が「学校内のことは学校内で解決しよう」「外部の運動団体に知らせるべきではない」と発言します。これが「差別発言」「差別事件」とされる事件の発端でした。三次市は、岡田教諭を学校から排除し、市の広報で「差別主義者」「教師不適格者」と誹謗中傷します。前号(50 号)では事件の主な経緯をお伝えしました。岡田教諭は当たり前のことを発言したに過ぎないのに、なぜ三次市は岡田教諭に対して人権を侵害する理不尽な対応をしたのでしょうか。市のあまりにも理不尽な対応に岡田教諭は名誉回復と損害賠償を求めて訴訟を起こします。どのような判決が下されたのでしょうか。今号は訴訟の判決内容と事件の背景を明らかにします。

「完全かつ全面勝利」した裁判

三次市・同市教委の度重なる不当行為、背信行為に岡田教諭は遂に、平成元(1989)年6月19日、三次市と上下町を相手取り、名誉毀損に伴う国家賠償請求訴訟を広島地裁三次支部に起こします。この訴訟の地裁判決は平成5(1993)年3月に出されますが、それまでの裁判闘争は5年にわたり、その間の公判は30回を超えました。事件が起こってから7年の年月を費やします。いったいどのような判決が言い渡されたのでしょうか。

解同に屈服した教育行政のあり方をめぐって争われた八次小学校・岡田教諭に対する判決は平成5年3月29日に下されました。判決は岡田教諭側の請求を全面的に認める内容でした。主任弁護人を務めた高村氏は「完全かつ全面勝利」と評価します。

判決は、三次市に 350 万円、上下町に 50 万円の支払いを命じます。さらに三次市と上下町の広報に謝罪文を掲載すること、三次市には謝罪文を載せたポスターを掲示することを命じます。それだけでなく、次のように内容まで示した謝罪文を掲載することを求めます。

「当市は、『解同』の圧力に屈して、(中略)、八次小問題について、虚偽の事実を報道したことを率直に認め、岡田隆行教諭の名誉を毀損したことを深く謝罪するとともに、ここに右記事を訂正致します。」

謝罪文で「解同の圧力に屈して」と解同の圧力があり、三次市が圧力に屈したことを明示せよと示した判決文は、解同の圧力に三次市が屈服したことを明らかにする非常に意義があるものでした。さらに掲示するポスターも、縦73cm、横52cmと大きさを指定しただけでなく、三次市役所、同市内各小中学校、各公民館の掲示場所の見えやすい箇所へ6ヶ月間掲示せよ、とポスターの大きさ、掲示場所、期間まで示して命じます。

控訴を断念した三次市

判決から4月12日までの2週間、被告三次市側には控訴する期間がありました。その間、解同等は三次市や上下町に様々な形で圧力をかけました。控訴が議会の議決事項であるため、解同、広教組、高教組、三次地区労センターなどが議会招集を議長に要求します。

『「解同」や『解同』系団体は、『差別判決だから控訴しろ。差別発言を受けたA子の気持ちを考えろ!』と様々な形で三次市行政、上下町行政に圧力をかけました。中島『解同』県連委員長を先頭に『解同』幹部も議会工作を再三行いました。』(広島でいまおこっていること)

「高裁上告期限最後の日は、三次市庁舎、市長室前の廊下は200人に及ぶ『解同』の動員であふれ、市長に上告を迫って荒れ狂いましたが、遂に上告断念の発表となりました。」(校長の死と「日の丸・君が代」)

控訴は議会が反対して認めませんでした。市長は控訴するため臨時の議会を招集しようとしたのですが、議会最大会派が招集に同意せず、そのため控訴を断念しました。上下町も翌日、控訴を断念します。こうして判決は確定しました。

八次小事件は解同の圧力に屈した行政が行った措置を司法がことごとく違法であると断定した事件となりました。行政は公正・中立でなければならないにもかかわらず、特定の運動団体とのみ「連携」したために主体性を失い岡田教諭の名誉を毀損する事件を引き起こしたのです。

三次市と解同との「連携」について判決は、市と解同との「連携」が方針であっても次の旨述べて「連携」に「法的拘束力はない」ことを明らかにします。「県教委、市教委、八次小ともに差別問題については部落解放同盟と提携して解決に当たることが方針とされているのであるが、しかしこれらはいずれもその性質上法規としての性質はなく、法的拘束力が生じるはずもない」

画期的な判決理由

判決と判決理由は画期的なものでした。判決は三次市や上下町が岡田教諭の名誉を毀損したと判じ、謝罪と損害賠償を命じましたが、判決で示した理由も非常に重要で意義あるものでした。実際これがどのくらい重要で意義あるものであるか、原告の岡田教諭側が名誉毀損の原因として提訴した4点に対してどのように判じたかみていきましょう。4点というのは、

- ① 「広報」による虚偽事実の報道
- ② ポスターによる虚偽事実の宣伝
- ③ 違法な研修命令
- ④ 研修命令取り消し理由の虚偽事実の宣伝、です。

①「広報」による虚偽事実の報道、②ポスターによる虚偽事実の宣伝

まず三次市や上下町が広報やポスターに書いた記事が虚偽であったかどうか、見ていきましょう。「広報みよし」が八次小事件を「被差別部落出身児童 A 子さんに対し、『えた・非人』という賤称語を直接あびせるという差別事件が起き」と明白に差別事件であると断定した記事を書きましたが、判決は、まずそもそも「えた・非人」という問題発言があったのか、なかったのかという発言の存否自体に疑問を呈し、次のように述べて退けています。

「A 子の訴える「エタ・非人」発言がなされた状況については、結局のところ、後ろの方で誰かがこそこしゃべっており、そこから聞こえてきたが、その場に誰がいたかは一向に分からないばかりか、誰もいなかった可能性さえ否定できないという極めて具体性の乏しい、あやふやな事態であるというに尽きる」

「事実「エタ・非人」との発言があったか否かと問われれば、甚だ不分明、というよりも、当初の訴えにより語られた事態の抽象性とその後の A 子の供述の変遷経過とを慎重に吟味する限りは、むしろ A 子の聞き違いであり、そのような発言はなかったと判断されるべきなのであり、極論すれば、仮に A 子の虚言あるいは戯言であるとさえ主張されたとしても、これを否定すべき確固たる資料は何一つないというほかないのである。」

「少なくとも事実関係が曖昧な以上「差別」事件が起こったとみてはならないという岡田教諭の見解は」
「十分に成立しうる見解である。というよりも、かく判断することこそ健全な良識というべきである」

「(A 子に対する「エタ・非人」という発言の存在を自明のこととして差別発言が起こったとみる)市教委、八次小当局の見解は、事実関係に立脚した合理的判断とは到底いえず、かえって右見解を採ること自体が事実関係を離れた一つの思い込み、立場的決定なのであって、これが八次小職員会議で何度も確認されたからといってそれが真実であることにはならず、また岡田教諭がかかる決定に従うよう拘束されるいわれもない。」

このように判決は「そのような差別発言はなかったと判断されるべき」であると判じ、「差別事件が起こったとみてはならない」という岡田教諭の見解を、「かく判断することこそ健全な良識」と判示します。さらに

「A 子の心情を理解する、しないとか、A 子の立場に立つ、立たないとかいった、事柄それ自体の究明と解決のためには無用かつ有害な情緒的論理が持ちこまれたことによる対立」

と述べ、「心情を理解する」とか「A 子の立場に立つ」などどちらかの立場に立って物事を判断することは情緒的論理を持ち込むことであり、真実の解明や解決のためには無用かつ有害であり、対立が起きたのはそれらを持ち込んだために起きたのだと断じています。

判決は広報みよし、広報上下、ポスターに書いた記事について、他にも次のように不当だと判じています。

「A 子の供述内容とその変遷経過を熟慮するならば、誰もが『「ようわからん』『ちがうかもしれん』という A 子の言葉に戸惑い、『空耳だったのでは。』『本当にそうであったのか。』という思いが先行」するのが当然であって、そのことは、別に A 子の心情を理解するか否かによって結論が変わることではない。というよりも、かえってそのような情緒的要素をからませたことにより、A 子の発言自体からして当然に疑問を抱いてしかるべき、まことに根も葉もないあやふやな話までをも信じ込もうとしたのであって、この点に根本的な無理があり、右記事(「エタ・非人」という賤称語を直接あびせるという差別事件が起きました)のとおり断言したことについては、明らかに過失がある。」

「「問題ではない」等の岡田教諭の発言についての記事のように、明白な差別事件があった如き記事に続けて何らの理由もなく記載されれば、一般読者には、いかにも岡田教諭が理不尽な主張をしているかの如く読まれるのであり、この点において、岡田教諭の意図から離れ、しかも、岡田教諭を差別者、教師不適格者におとしめる真実に反する記事となるのである。被告三次市の主張は、甚だしい強弁

である。≫

≪本件広報みよしの記事は、同記事中にみえる松本教諭の暴行についての記事からも明らかなどおり、極端に一方的立場に偏した虚偽の記事であり、被告三次市がかく信じるにつき過失がなかったとは到底いえない代物である。≫

≪(広報みよしの)記事によれば、一般読者に対し、明白な差別事件が起こり、深く傷つき悩む児童がいながら、原告は、理不尽にもこれを否定し、さらに教育公務員としてのあり方を逸脱して外部団体とともに自ら積極的に部落差別に加担しているとの印象を与えるものと認められるのであるから、これが公立小学校教諭としての原告を、差別主義者であり、教師としての適格性に問題があるものとしてその社会的評価を失墜させるものであることは明らかというべきである≫

③違法な研修命令について

三次市が岡田教諭に対して出した研修命令の違法性について見ていきましょう。三次市は岡田教諭に対して「教育長及び校長の再三にわたる指導や指示に従わない態度をとっている」ことを理由に研修命令を出しました。どのような指導や指示に従わなかったのでしょうか、三次市は「反論」で次のように述べて、研修命令の正当性を主張しています。

「岡田教諭は八次小問題解決の方法に関して、全解連の主張のみに拘泥した自己の主張を譲らなかつたため職員会議が紛糾し、また校内の出来事を逐一日本共産党や支援団体に報告したため、街頭宣伝、文書配布、集会が再三なされ、児童、保護者、学区地域の住民に不安を抱かせる事態を招来した。そのため校長や教育長が岡田教諭に注意・指示を与えて、4点について指導した。

- (ア) 学校経営の方針や施策の推進に積極的に務める。
- (イ) 職員会議等の部外秘事項は守る。
- (ウ) 学級通信等の配布は校長に無断で行わない。
- (エ) 同和問題の本質に立って、積極的日常生活実践を推進する。

しかし岡田教諭は、ア～エの指導に全く従わず、全解連の主張のみに拘泥し、外部団体との連携を一層強化する態度をとったため、学校内の運営について重大な支障を来した他、一部児童の途中下校、欠席等児童、保護者をも巻き込む結果を招来するに至ったため」

以上の理由を並べて三次市は研修命令を正当だと主張しますが、この三次市の「反論」は正しいのでしょうか？

三次市教委が「反論」の中で述べている「全解連の主張」というのは、職員会議で岡田教諭が主張した次の意見のことをさします。

- 「1 差別発言はその事実の存否すら明確でないこと。」
- 「2 仮に発言が事実であったとしても、年少な児童の発言であり、教育的配慮を有すること。」
- 「3 学内で起きた問題は学校として自主的に解決すべきであり、他の民間団体の介入は教育の自主性の原則に照らして許されない。」

判決は、三次市の主張と岡田教諭の主張のどちらに軍配をあげたのでしょうか。

判決はまず前記の2つ、「差別発言はその事実の存否すら明確でないこと」、「仮に発言が事実であ

ったとしても、年少な児童の発言であり、教育的配慮を有すること」との岡田教諭の主張について、

「原告がそのような意見を有し、かつこれを公表することは、法律によっても禁止、制限、変更を加えることはできないのであり、いわんや教育長、校長の監督権あるいは職員会議の決定によってそれができ得るはずはなく、これに従わなかった原告に何らの責めはない。」

と明快に三次市教委の主張を否定します。「A子への発言があったのか、なかったのかははっきりしない、仮にあったとしても教育的配慮が必要」という岡田教諭の発言は、法律によっても禁止、制限などできず、まして校長の監督権限や職員会議で「差別事件」だと決めたとしても、同様に禁止、制限はできず、岡田教諭がこの命令や決定に従わなかったからといって何ら責任はない、ということです。

岡田教諭が述べた3つめの主張についてみていきましょう。「学校内で起きた問題だから学校で解決し、運動団体の介入を許すべきではない」旨の主張です。これが差別発言になり、研修を命令する根拠となるのでしょうか。

三次市は、岡田教諭に研修命令を発令した根拠に、「差別事件は地元の運動団体と連携して解決する」と定めた県教委や市教委、学校の基本方針を持ち出します。岡田教諭の主張は、この「差別事件は地元の運動団体と連携して解決する」と定めた県教委や市教委、学校の基本方針に反するというのです。

全解連や日本共産党と解同は激しく対立しお互いを非難しあっていましたが、三次市は全解連(全国部落解放運動連合会)を排除し、解同を唯一の窓口「窓口一本化」とする同和行政をとっています。

三次市の主張は、八次小学校の職員会議で、「差別事件」と決定し、県や市の「基本方針」に従って地元の解同と「連携」することを確認し、解同との学習報告会を2・3回開催すれば終わるはずであったにもかかわらず、岡田教諭がこの問題を、三次市の同和行政から排除した、同市の同和行政を批判する日本共産党や全解連(全国部落解放運動連合会)に持ち込み、「全解連の主張のみに拘泥し」たため、三次市、八次小、児童・保護者、地域住民を巻き込む混乱が起こった。そのため「教育公務員としての服務のあり方」について研修の必要があると判断して研修命令を発令した、というものです。

岡田教諭の主張と、三次市の主張に対して地裁はどう判断したのでしょうか。

判決は、岡田教諭の主張を全面的に認めます。三次市の「解同と連携する基本方針に反する」との主張は次のように退けます。

「(他の民間団体、すなわち、部落解放同盟の介入に反対する点についても、確かに県教委、市教委、八次小ともに差別問題については部落解放同盟と提携して解決に当たることが方針とされているのであるが、しかし、これらは、いずれもその性質上法規としての性質はなく、また、岡田教諭の内心の自由、表現の自由に関する事柄であるから、教育長、校長の監督権の行使により右見解を改めるべき法的拘束力が生じるはずもないから、岡田教諭が反対の意見を持ち、かつこれを公表すること自体には何らの妨げもない。要するに、岡田教諭の主張に禁止、制限、変更を加えようと指導すること自体、元来、監督権が及ばない事柄まで規制しようとするものであって、これに従わなかった岡田教諭に研修の必要があるはずはない。」

「解同と連携する」と県教委や市教委、学校が方針として決めていたとしても、「連携すると決めた方針」に「何ら法的拘束力はない」と明快な判断を下したのです。しかもこれに続けて、八次小問題の混乱の原因は、解同とのみ連携する三次市や市教委の教育方針にこそあると旨述べ、三次市や市教委の教

育方針に問題の根本原因があると指摘します。

「三次市は、八次小問題がかくも混乱したのは、岡田教諭が問題を日本共産党、全解連に持ち込み、その主張のみに拘泥して連携を一層強化する態度をとったからである旨主張するけれども、同和問題については、部落解放同盟と日本共産党、全解連との間に深刻な対立があり、重要な政治問題の一つとなっていることは公知の事実である。にもかかわらず、それを承知の上で、被告三次市と市教委は、市行政として部落解放同盟と提携するとの教育方針をとり、しかも差別に関する見解まで解放同盟と軌を一にしているのであるから、八次小問題が地域住民を巻き込んだ大きな問題となったのも、いわば必然の事態なのである。(略) いたずらに岡田教諭が問題を日本共産党に持ち込んだとか、その主張にのみ拘泥して連携を一層強化するなど主張して問題を岡田教諭一個人の政治傾向に矮小化すべきではない。」

さらにこれに加えて、岡田教諭が日本共産党や全解連に持ち込んだことなどを「教育公務員としてのあり方に問題がある」とする三次市の主張に対しても次のように否定します。

「岡田教諭は、本件全証拠によっても、八次小内外において、公務員として許されない政治行動をしているとは認められず、「双三・三次地区同和研究サークル」の一員として、日本共産党とは一線を画した行動をしているのであって、三次市の主張自体が失当というべきである。」

このように理由を述べて岡田教諭の行動に何ら問題はなかったとの判断を示して、三次市が発令した「研修命令は違法」と断じます。

「イ 職員会議等の部外秘事項は守る。」との点についても、「解同と提携する問題については、原則として部外秘事項はない。」と言い切ります。

「部外秘事項は守るとの点については、先ず部落解放同盟と提携する問題については、原則として部外秘事項はないことを指摘する必要がある。なぜなら、部外とは八次小以外の一切をいい、部落解放同盟に報告することにより、当該事項は既に部外に出たのであって、もはや論理的に部外でなくなってしまうからである。これに反し、部落解放同盟に報告することはできるが、他の団体に報告できない事項を認めることは、いかに当該団体と提携することが八次小の方針であったとしても、依然として外部の一民間団体に過ぎない部落解放同盟に一種特別の資格を認めることとなり、これは明らかに公立小学校の一般性、中立性を侵すものである。それゆえ、部外秘事項を残すか部落解放同盟と提携するかは、裏腹の関係となり(略) 提携とは右の趣旨に理解されなければならない、部落解放同盟だけに右特別の資格を認めるべき理由はない。」

「そもそも本實校長の証言により、岡田教諭が漏らしたとされる「ビラ・街頭宣伝についての見解」も部外秘とするほどの秘密性があるとは思われない。この部外秘事項は守るとの指導も、実のところ、岡田教諭を規制して市教委、八次小の部落解放同盟との提携の方針に従わせようとする手段に過ぎない。」

木之上教育長は研修命令を発令した理由について「1 本實校長から総括学習会の出席を職務命令により命じられていたのに欠席したこと」、「2 原告の学級で児童が途中下校するなどのトラブルがあり、原告の児童に対する対応に問題があること」をあげて正当性を主張しますが、これについても違法、無効であると断じ、研修命令を発令する理由として認めませんでした。

「総括学習会には、部落解放同盟員多数が出席することが認められるのであるから、岡田教諭との激しい対立関係を考慮するならば、およそ建設的な討論ができようはずがなく、かえって、岡田教諭に対する猛烈な非難の場となる可能性が高い。従って右職務命令は、岡田教諭に不可能を強いるものであって著しく妥当性を欠き、明白に違法、無効であるから、これに反した岡田教諭に研修命令を発令するに足りるほどの理由はない。」

「確かに数回にわたって岡田教諭の学級の児童が途中下校した事実が認められるものの、岡田教諭本人尋問の結果によれば、かかる事態が生じたのは、部落解放同盟の主張に賛同する教師らの悪意の策動があったとのことであり、右のとおり激しい対立関係を考えると、十分な事実関係の調査のないまま、岡田教諭の児童に対する対応に問題があるとは断定できない。」

「ウ 学級通信等の配布は校長に無断で行わない。」について、

「差別とは何かについては種々意見が別れうるのであり、(岡田教諭の学級通信)「なかま」が直ちに差別文書といえるか疑問がないではない。いずれにしろ、本實校長の証言により、右「なかま」は間もなく回収されたことが認められ、以後、右ウに違反した岡田教諭の行為はないから、これもまた研修の理由とはならない。」

④研修命令取り消し理由の虚偽事実の宣伝

三次市教委が八次小教職員や保護者に配った「確立を願って」「充実を願って」の記載について、判決文は次のように名誉毀損であると認定します。

「(記載は)原告に非があり、その非を原告も認めるようになったと読まれる上、これらの読者が八次小教職員や保護者であることからすると、岡田教諭が『教育態勢』『学校運営』に協力するということは、直ちに、岡田教諭が従前の主張を撤回し、A 子に対する差別事件があり、部落解放同盟とも連携して取り組んでいくと主張するようになったと理解されるものである。そうだとすれば、各記載は、岡田教諭の人物、教師としてのそれまでの評価を一変させ、著しく信頼を損なうことは明らかであり、しかも、前記認定からこれも虚偽であることを考慮すると、各文書とも岡田教諭の名誉を毀損するというべきである。」

松本同和主担による岡田教諭への暴行について

松本同和主担による岡田教諭への暴行の件について触れておきましょう。三次市は「肩を押した程度で岡田教諭の身体に傷害を与える程度のものではなく」と、岡田教諭への暴行はまるでたいしたものではない旨主張します。解同は「肩越しにふれた」(881号)、「暴力事件を演出してデッチあげるとい信じられない行動」(894号)、「日共独特の暴力事件デッチ上げである」(908号)と、事件は岡田教諭や日本共産党がデッチ上げたものだと主張します。しかし司法は次のように判断します。

「松本教諭の暴行が認められることは明らかである。被告三次市は、診断は4日後のことであり、特に翌11日には岡田教諭自身元気に水泳指導をしている旨主張するけれども、たとえそうであっても、日々刑事裁判をも担当している当裁判所にとっては、診断が暴行の日より遅れることや、右程度の障害であれば、その間の日常生活に目立った支障がないことは一般の傷害被告事件の審理を通じて顕著な事実であり、何ら右認定の妨げになるものではない。」

実行委員会に組織された団体の問題

三次市と同市教委は「実行委員会」を結成して岡田教諭の名誉を毀損する「見解」を「実行委員会」の名前で公表し、ポスターにして掲示したり、市の「広報みよし」に掲載して全戸に配布しましたが、この「実行委員会」の問題についても明らかにします。一体どのような団体が組織されたのでしょうか。

「実行委員会」の会の正式名称は「人権と教育を守る三次市実行委員会」です。「人権と教育を守る」という名称を会の名前につけていますが、司法はこれとは全く逆に、この「実行委員会」が掲載・配布したポスター・広報が人権を侵害し、教育を混乱させたと判決を下しました。

三次市が「実行委員会」に組織した団体は、三次市と同市教委の他、次の通りです。三次市内の主だった諸団体、諸組織をほぼ網羅して組織しているのが分かります。判決は賠償金の支払いを主導した三次市と同市教委に命じた以外、これらの団体には命じませんでした。岡田教諭の人権を侵害した「実行委員会」に名を連ねたという不名誉な事実を残し名を汚しました

（三次市公民館連合会、三次市社会福祉協議会、三次市民生児童委員協議会、三次市婦人団体連絡協議会、青少年育成三次市民会議、三次市社会教育委員会議、三次人権擁護委員協議会、三次市小中学校校長会、三次市小中学校教頭会、三次市 PTA 連合会、三次市合同庁舎所属機関、三次商工会議所、三次企業同和教育推進協議会、三次市解放教育推進協議会、三次市部落解放推進連絡会議、浄土真宗三谿組、浄土真宗三次組市内寺院

部落解放同盟三次市協議会、三次部落解放研究所、三次市職員労働組合、広島県教職員組合三次地区支部・三次支区）

三次市内の学校教育、社会教育、社会福祉、市民生活などに関係する諸団体をほぼ網羅して組織しているほか、商工会議所や企業、合同庁舎に在在する官公庁も加わっているのが分かります。

「実行委見解」は「〇教諭及び一政党・外部団体は言論と表現の自由を悪用して差別扇動を繰り返している」、「憲法によって保障された言論・出版・表現の自由は他人の人権を侵害する『自由』を認めたものではない。『差別する自由』などあり得ないのである。」と書いて非難していますが、これらは「岡田教諭、日本共産党・全解連」であることが明らかです。差別事件だとして広報し、世論形成を図って岡田教諭らを孤立させるつもりだったのでしようが、実行委の見解やそれを配布することこそが「岡田教諭の人権を侵害する差別」であると、自らへのブーメランとなる結果を招きました。

解同や労組、広教組などの団体は別として、なぜこれらの団体は「実行委員会」へ加入したのでしょうか。他人の人権を侵害する行為は憲法が保障する基本的人権を踏みにじるものですが、なぜ岡田教諭の人権を侵害する実行委員会の「声明」に加担して名を連ねたのでしょうか。

「実行委員会」に加入させた責任、それは三次市にあるとあって良いでしょう。同和問題は「人類普遍の原理である自由と平等」に関する問題で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と三次市が言って加入を求めるとこれを拒むことは難しいからです。同和問題は当然解決しなければならないことですが、残念なことに三次市が行ったことは、「差別事件の解決」に名を借りた人権侵害でした。三次市が主体性を確立し、言論の自由を徹底して尊重していれば防げた事件でしたが、「連携」によって主体性を失っていたこと、主体性を失った行政が諸団体を組織したことがこのような事態を

起こしたのです。

判決を「差別判決」と批判する解同・北指協

判決は解同との「連携」による教育介入を「公立小学校の中立性を侵すものである」と断じるなど、岡田教諭側の主張を全面的に認めた重要な意義をもったものでしたが、解同や北指協はどう受け止めたのでしょうか。

解同県連は判決後の4月6日、「判決は部落解放運動に対する予断と偏見に満ちた明かな差別裁判である」旨の「声明」（『日共』岡田隆行訴訟）判決に対する声明）を出します。解同県連は4月8日に1100人を結集して緊急集会を開き、岡田教諭にかかる訴訟を「差別裁判」と批判します。

同じ4月8日、北指協も「北指協見解」を出し「差別判決である」と判決を批判します。

地方公共団体に残る重大な課題

判決が確定したため三次市と同市長、上下町と同町長は「お詫びと訂正」と題した謝罪文をそれぞれ出して掲示しました。しかし、そのポスターの横に、謝罪文よりもずっと大きな判決を非難する掲示文を掲示します。市広報にも同様に判決を非難する記事を記載します。なぜ三次市や上下町は裁判で負けたことを素直に認めず、それどころか非難するのでしょうか。

三次市の福岡義登市長が判決の確定を受けて会見し、次のように述べています。

「今回の裁判は、同和教育理念について争われたものではない。（したがって三次市行政は）同和教育行政については従前通り主体性をもって当たるよう指導する」（県版1147号）

つまり同和行政について解同と連携を継続し、解同を唯一の窓口とする「窓口一本化」を基本とする行政理念は堅持するということです。

「窓口一本化」というのは、行政側から主導権を勝ち取り、同和対策事業については共産党系の運動団体を排除し、解同のみが管理・分配する方式です。しかし「窓口一本化」で最も深刻な問題は、行政が解同の主張する3命題を認め、解同のイデオロギーと同じ同和教育理念の同和教育をすることです。「連携」をすること、「窓口一本化」を認めることは、解同のイデオロギーによって行政運営をすることであり、主体性を失うことなのです。行政は昭和44年頃から解同の「点検・確認・糾弾」によって次々と「窓口一本化」の確認を結んでいます。「窓口一本化」の確認を結んだ行政は主体性を失ってしまいます。差別発言等があると、解同に提起し、解同の求める「確認・糾弾・総括」に学校や行政は参加していましたが、これは解同と「窓口一本化」の確認書を取り交わし、「連携」する方針をとっているためです。

今回取り上げた「八次小事件」というのは、既に「連携」「窓口一本化」で主体性を失ってしまっている三次市行政が解同の圧力に屈して岡田教諭に対して違法行為を行ったという事件です。主体性を失った三次市行政が依然主体性を回復できないにもかかわらず、「主体性を持って当たる」と言い続けるのです。「同和行政については従前通り」指導するという福岡市長の発言は、主体性を失い、解同の圧力に屈している証左です。岡田教諭からの名誉毀損の訴訟について賠償金の支払い等は裁判の判決に従うが、同和教育理念はこれまで通り解同のイデオロギーで、同和教育行政も「窓口一本化」「連携」して行うという宣言です。

事件の背景にあるのは行政の主体性を失わせた「窓口一本化」

なぜ広島教育は狂ったのか？ 司法は八次小学校事件の判決内容で極めて重要なことを指摘しています。事件の発端となった岡田教諭の発言は「学校内で起きたことだから学校内で自主的に解決していこう。差別事件として外部の運動団体に知らせるべきではない。」というごく常識的なものでした。しかしこの発言が「差別発言」とされ、学校だけでなく、保護者、地域住民、市教委、県教委まで巻き込んだ大きな事件になりました。「極めて重要な指摘」というのは、大きな事件となってしまったその原因を、三次市と教育委員会が同和問題について解同とのみ「連携」とした行政の方針そのものに問題があると指摘していることです。次のように述べています。

「同和問題については、部落解放同盟と日本共産党、全解連との間に深刻な対立があり、重要な政治問題の一つとなっていることは公知の事実である。にもかかわらず、それを承知の上で、三次市と市教委は、市行政として部落解放同盟と提携するとの教育方針をとり、しかも差別に関する見解まで部落解放同盟と軌を一にしているのであるから、八次小問題が地域住民をも巻き込んだ大きな問題となったのも、いわば必然の事態なのである。」

「市行政として部落解放同盟と提携する教育方針」、「差別に関する見解まで部落解放同盟と軌を一に」した行政や教育の方針にこそ問題があると言っています。「窓口一本化」という言い方はしていませんが、屈服した行政が解同のイデオロギーに基づいて解同とのみ連携して行政運営を行うこと、すなわち、全解連や共産党を排除して、解同を唯一の窓口として行政を行う「窓口一本化」行政が、事態を紛糾させた元凶だといっているのです。内ゲバで共産党系の人々を組織から暴力的に排除し、行政を糾弾して解同のイデオロギーである解放理論を認めさせ、同和利権を独占するのが「窓口一本化」です。

全解連や共産党系の人々を排除する「窓口一本化」は裁判で「違法」との判決が下されています。しかし既に主体を失ってしまっている行政は「窓口一本化」の破棄をすることができません。三次市は岡田教諭に対して散々人権を侵害したため、損害賠償を支払うことになりましたが、それでも福岡市長が述べた、同和教育行政について「従前通りあたる」というのは、「窓口一本化」は堅持するという一方で、依然として違法状態を続けるという宣言です。法的根拠も何もない「窓口一本化」の確認が法律以上の力を持ち、違法との判決も蔑ろにして解同のイデオロギーである同和教育理念に基づいて行政運営を行っていることに問題があります。

そもそも中立・公正でなければならない行政が、政治闘争・運動をする解同の介入を許してしまっただけでなく、「連携」ということに根本の問題があります。

教育介入・「連携」の問題の始まりは、昭和27年6月に起きた吉和中学校事件にまでさかのぼります。（本誌42号に詳細を掲載）

吉和中学校事件で糾弾を受けた県教委は同年、「同和教育の手引き」を発行し、同和教育を「部落解放委員会等との連携」によって学校教育や社会教育を積極的にすすめていく方針を打ち出します。部落解放委員会は部落解放同盟と改称する前の名前で、民主人民革命を目指して結成しています。このようなイデオロギーに基づいて政治闘争、社会運動する団体、しかも革命を目指して結成した団体と「連携」することを県教委が方針としたのです。県教委の同和教育、同和問題についての取り組みの方針は最初から中立性を逸脱する誤ったものだったのです。差別事件の取り組みについても、昭和57年に発行した「学校教育の充実と安定のために」で「地域の部落解放運動と連携」との方針を明記しています。このため児童・生徒等の差別発言があると「連携」を根拠として学校教育、行政に介入を許し、

解同の糾弾闘争の方式に従って「確認・糾弾・総括」を受け入れなければならなくなったのです。教育・行政の公平性・中立性を侵す事態はこうして現出していたのです。

何を差別とするか、またどのようにして解決していくのかについては様々な考えや方法があるにもかかわらず、解同とだけ連携し、解同のイデオロギーに基づく方針に固執したために起こったのが八次小事件です。「解同と連携」する方針に反した主張は「差別」と決めつけて糾弾し、広報や集会で世論を煽り、保護者や住民にねじ曲げた誤ったことを事実として伝え、岡田教諭や全解連・日本共産党を孤立させました。「被差別の立場に立つ」という階級史観による物事の判断。「A子の心情を理解する」など、情緒的論理を重視する偏った判断は、事態の解明には有害でしかありません。「差別」にするために使ったのが「被差別の立場に立つ」という階級史観や「心情を理解する」という情緒的論理です。「立場」や「心情」を持ち込んで事実をねじ曲げるのです。さらに糾弾や暴力によって冷静で合理的な判断を退けます。

県や市の「方針」や「確認書」で結んだ解同との「連携」は法的根拠は何もないにもかかわらず、法律で規定する教育の「中立性」を侵し、行政の主体性を奪ってしまいました。教育や行政が「中立性」や「主体性」を損ねるような団体と「連携」すること自体に問題があったのです。糾弾や暴力により恐怖心が植えつけられ自由に議論し行動する環境は大きく阻害されました。

学校、三次市は、解同と「連携」して差別事件の解決をすることに異を唱えた岡田教諭を非難・排除し、「差別主義者」「教師不適格」として非難しましたが、事実は全く逆で、解同や学校、三次市が行ったことこそ「非難」されるべきことでした。自由な言論を脅かす弾圧です。違法な研修命令を発して学校現場から排除することは人権侵害であり、不当な支配です。

解同や解同の方針に反する批判は厳しく弾圧し、住民には解同の解放理論に依った真実に反する記事を伝えるなど、行政が住民に誤った事実を広報し世論を煽ったことが、教諭の人権を侵害し、教育・行政の中立性を侵す結果となりました。解同との「連携」、「窓口一本化」で主体性を失った行政が「差別の解決」の名の下に行う「糾弾」闘争方針に従ったために起きた事件です。独善的な解放理論・「糾弾」闘争方針に従うことは他者の人権を侵害してしまうということです。行政が「連携」「窓口一本化」によって、自分らの主張だけが正しくて全解連や日本共産党の主張は「差別」だと排除してしまう解放理論・「糾弾」闘争方針を受け入れることは誤りなのです。

岡田教諭の訴訟によって、正義が勝つのではなく強者が弱者を支配する、という不当な現実が明らかになりました。

地方自治体は法律を根拠としてつくられ、法律の根拠の上に行政組織が成り立っています。地方自治は法律を誠実に守って行政事務・施策を執行しなければなりません。同和問題は市民に理解を求め協力を得なければ問題の解決は困難です。同和問題についての国民の理解を妨げる大きな要因となっているのが行政の主体性の欠如です。法律でもない「連携」や違法判決を受けている「窓口一本化」を法律に優先して行い、法律による行政運営を蔑ろにしています。法を率先して順守すべき地方自治体が糾弾を認め、差別事件の処理を私的制裁にゆだねていることが自治体自身を縛り、市民に恐怖感を与えています。地方自治が「連携」や「窓口一本化」を排除して、行政の中立性、公平性をしっかり確保した姿勢を示さなければ、市民から協力や理解を得ることができないだけでなく、同和問題への不満・反発を招いてしまうでしょう。

三次市や上下町の他に「連携」「窓口一本化」をしている市町村はまだ多数あります。広島県の

市町村の多くはいまだに「連携」「窓口一本化」によって主体性を失い、解放運動のイデオロギーに支配されています。

(引用、参考:広島でいまおこっていること 『部落』編集部・編、校長の死と「日の丸・君が代」 東上高志 部落問題研究所、解同暴力糾明裁判 PARTⅡ 全国部落解放運動連合会、同和黒書1 国民融合をめざす部落問題広島県東部会議、校長の死と「日の丸・君が代」 東上高志 部落問題研究所)